

令和5年 第1回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年1月25日 午後2時00分から午後3時6分

2. 開催場所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	欠員	—					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和5年第1回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 新井 雅之 委員 齊藤 貴作

11. 議決事項及び議事の要領

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は紺屋の前谷、ほか5筆です。地目は田で地積は合計で2,918㎡です。

譲受人及び譲渡人、譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の経営する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番案件の所在地は小沼の東谷町、ほか3筆です。地目は田で地積は合計で1,637㎡です。

譲受人及び譲渡人、譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は草が若干伸びておりますが、耕作には、問題ない状況です。

全部耕作要件については、譲受人の経営する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 栗原昇委員 2番 三芳野地区 高橋委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番案件の譲渡人は、相続によりこの農地を取得しました。この農地については、譲受人が令和3年4月から利用権を設定しております。ご審議をよろしくお願いします。

委 員 2番案件の農地につきましては、事務局では1月16日に現地を確認したとのことですが、昨日私が現場を確認したところ、草はきれいに刈られておりました。譲渡人は、3年前に亡くなり、この農地は相続財産管理人により管理されております。この農地を売却したいとのことでしたが、購入する人が見つかったことから、農地法第3条による申請がなされたものです。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第1号については許可と決定します。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は横沼の後原方です。地目は畑で地積は63㎡です。

申請人は議案書に記載のとおりです。申請事由は通路です。自宅の南側の雑種地を通して市道へ出入りしていましたが、令和3年に通路部分を確保せずに、雑種地を畑に地目変更したため、接道が取れなくなったことから、通路部分を分筆し、農地転用したいとのことです。

現地調査の結果ですが、申請地については、以前から通路として利用している状況となっています。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水については、宅地との一体処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
勝呂地区 栗原一雄委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 この申請人は、金魚の養殖をしていたため、自宅の周りは池でした。これを畑にするにあたり、この申請地も誤って畑にした状況です。この申請地については、以前から通路として利用していることから、農地転用を申請したということです。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第2号については許可相当と決定します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の所在地は中小坂の中戸です。地目は畑で地積は302㎡です。
譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水については、自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2 番案件の所在地は新堀の出口、ほか2筆です。地目は畑で地積は合計で416㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3 番案件の所在地は新堀の出口です。地目は田で地積は465㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、申請地の北側の市道に給水管、下水管、ガス管が埋設され、接続可能となっていること、申請地から500m以内に教育施設及び医療施設が2つ以上あることから第3種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、下水道本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4 番案件の所在地は新堀の出口です。地目は田で地積は354㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

4 番案件は3 番案件と同一の農地であり、現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、3 番案件と同様に第3種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するもの

はなく、住宅からの排水については、下水道本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は新堀の金井、ほか5筆です。地目は畑で地積は343.81㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、下水道本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は小山の北林です。地目は畑で地積は300㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の所在地は善能寺の西山です。地目は畑で地積は302㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

8番案件の所在地は森戸の宿です。地目は畑で地積は361㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するもの

はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 中里委員 2番から7番 入西地区 齊藤委員
8番 大家地区 武藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の農地については、隣接する道路が狭いため、譲渡人が譲受人の会社の車が入り出す際に、事故があると困るということで、4年前に購入しました。今回、譲受人の会社の敷地に大型車が入ることから従業員用の車の駐車場が不足することとなり、譲渡人の農地を取得し駐車場にすることとなりました。ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件の譲渡人のうちひとりが高齢で、もうひとり施設に入所しております。高齢の方は、この農地の隣接地にひとりで住んでおりますが、耕作はしておりません。子どもがふたりおりますが、県外在住で就農の意思はないとのことです。この場所は団地に隣接し、近くに農地もないことから、小委員会では、転用はやむを得ないということでもありますので、ご審議をよろしくお願いします。

3番案件と4番案件については、同一の農地を分割して転用するというものですので、一括して説明します。申請地は譲渡人夫婦の所有となっております。また、譲渡人は別に田と畑を所有しており、家族で消費できる程度の耕作をしています。この農地の周辺は田でしたが、数年前に医療施設などができた際に水路が廃止になり、その代わりに井戸を掘りました。しかし、水があまり出ない状況で、この農地の隣が先に住宅になりました。さらに、この農地は大雨が降ると池のようになることから手放すこととしたようです。団地に隣接しており、小委員会では、転用はやむを得ないということでもありますので、ご審議をよろしくお願いします。

5番案件の譲渡人のうちひとは、ひとり暮らしをしていて高齢です。他の譲渡人のうちひとは高齢でその子は保育園を経営していて、就農の意思はないとのことです。また、もうひとは、高齢でその子も就農の意思はないとのことです。この農地は、団地にも隣接しており、小委員会では、転用はやむを得ないということでもありますので、ご審議をよろしくお願いします。

6番案件の譲渡人は、都内在住で、この農地の近くに実家があります。譲渡人も実家にお住まいの方も耕作はしておりません。相続でこの農地を所有することとなりましたが、周辺も住宅が建ち、この農地を手放すこととしたようです。小委員会では、転用はやむを得ないということでもありますので、ご審議をよろしくお願いします。

7番案件の譲渡人は、鶴ヶ島市在住です。この農地の周辺一帯は、地目は畑になっており、最近の数年は耕作されていない状況ですが、農地として管理はされております。また、この農地に隣接する農地へも特に影響はないと思われれます。小委員会では、転用はやむを得ないということでもありますので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 8番案件の譲渡人は、相続でこの農地を所有することとなり、管理しております。譲渡人の母は高齢で耕作できません。譲渡人とその夫は、農業以外の仕事をしています。譲渡人は鶴ヶ島市にも農地を所有しており、耕作したり、他に貸し

たりしておりますが、十分な管理ができないということで、この農地を手放すこととしたようです。小委員会では、転用はやむを得ないということでありまして、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第3号については許可相当と決定します。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議 長 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

1月分の農用地利用権設定申出は、すべて新規で22件、43筆、面積の合計が30,042.41㎡です。その内訳は、一般分が15件、28筆、面積の合計が19,873.41㎡です。また、農地中間管理事業分が7件、15筆、面積の合計が10,196㎡です。また、合意解約の面積は、758.02㎡です。

令和5年2月1日設定後の利用集積面積は、合計3,153,445.52㎡となります。

議 長 ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第4号農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり決定します。

議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議 長 議案第5号 農用地利用配分計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用配分計画（案）により説明】

議案第4号の農用地利用集積計画で農地中間管理事業分として設定申し出があったものと第18条解約により利用配分契約の解約があったものについて農地中間管理機構から借主を変更するという事で、農地利用配分計画を設定するものです。面積につきましては、合計23,715㎡で、契約の始期は4月1日です。詳細については、資料のとおりです。この内容につきまして、坂戸市長から意見を求められましたので、ご審議をお願いするものです。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第5号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第1号 専決処分の報告について

議 長 報告第1号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第1号ですが、12月分の専決処分は、農地法第3条の3の届出3件、第5条の農地転用届出2件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
 (質疑・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和5年第1回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年1月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員